

環境影響評価審査会 神鋼神戸製鉄所火力発電所部会（第6回）会議録

- 1 日時：平成30年3月2日（金） 15時00分～17時30分
- 2 場所：兵庫県庁2号館11階 A会議室
- 3 議題：株式会社神戸製鋼所神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：西村委員（部会長）、川井委員、近藤委員、澤木委員、田中委員、中野委員、益田委員、山下委員
- 5 兵庫県：環境影響評価室長、審査情報班長他係員3名
水大気課、温暖化対策課、自然環境課、水エネルギー課
- 6 配付資料
資料1 準備書についての意見の概要と事業者の見解の一部補正（再）
資料2 公聴会記録書に記載された意見に対する見解書
資料3 神戸市長意見
資料4 芦屋市長意見
資料5 神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書の審査について（答申案）

7 議事概要

<事務局が、資料1により準備書についての意見の概要と事業者の見解の一部補正に関する訂正について説明。事務局が、資料2により公聴会記録書に記載された意見に対する見解書について説明。>

[質疑]

(委員)

あまり意見を言っても意味はないのかもしれませんが、最後のところで気になった部分が2つほどありました。

まず、資料2の20頁の水環境のところは、これは確かに芦屋市での公聴会なので、芦屋市には及びませんという事業者の説明ですが、実際は、逆に言えば神戸には及ぶということを行っていることなので、何か少し違うのかなという印象があります。

それから、資料2の21頁の22番について、明らかに事業者の見解が不適切だと思います。22番の意見は、夜間を対象から外したことが意図的な操作であるというご意見ですが、事業者の見解は、「夜間は影響が小さいから観測の対象から除外しましたが、意図的に操作したという事実はございません。」というのは、明らかに矛盾していて、これは意図的に夜間を外されたということです。質問に答えていないのではないかなと思います。実際、夜も非常に近くだと目立つことは目立ちます。そういう意味では、夜間については審査会でも議論したことはありませんが、

住民の方がこういう意見を申し出られるのは、ある意味理にかなったことであろうと思います。夜間であっても景観の一部ですし、例えば花火の時に花火が見えないといったこともあり得ると思います。これは少し回答が不適切だろうと思います。

(部会長)

只今の意見は、また後の答申案での議論にもなるかと思えます。

(事務局)

はい。

<事務局が、資料3及び資料4により、神戸市長及び芦屋市長からの準備書についての意見書について説明。>

[質疑]

(委員)

芦屋市長意見と、先ほどの公聴会の見解書の中にも関係するのですが、資料4の2頁の「事後調査計画等」(1)で、事後調査について法による事後調査を行わない、つまり、環境影響が著しいとは考えられないので、条例による事後監視調査だけを行うということですが、法によるものと条例によるものというのが、一般の方々にとってはなかなか理解しがたいということと、今回事業者の方は影響が軽微であると考えておられますが、委員の意見としては一定の影響があると考えていることもあるので、本当に法による事後監視調査を行う必要がないのかどうかというのは、もう一回考え直さなければいけないのではないかと思いました。事業者としては、どっちにしても条例で事後監視調査をするのだからいいでしょうというスタンスだろうと思いますが、影響があるということ、本当に事業者が認識しておられるかどうかということの検証も含めて、やはりこの部分は留意しなければならないと思いました。

(部会長)

只今そのような意見がありました、これも先ほどのように、後の答申案の中でさらに検討いただく時に、またお願いしたいと思えます。

<事務局が、資料5により答申案について説明。>

[質疑]

(委員)

3点意見があります。まず第1点が、資料5の1頁目の2段落目に「事業者自らによる適切な調査・予測・評価並びに適切な情報公開」とありますが、今回のデータ改ざんによる問題をより指摘する意味では、「事業者自らによる適切な」という

ところを、「正確な」といったより強い言葉に変えた方が良いのではないかと思います。データ改ざん問題がありましたが、事業者にとってはその調査・予測は適切だと感じているということがあるので、より今回の問題に対応するためには、「自らによる正確な」と言った方が、よりこちらの要望が出せるのではないかと思います。いろいろな考え方があるのでご検討いただければと思います。

2点目は、資料3の神戸市長からの意見の3頁目の(3)事業計画の継続的な検討及び評価書の作成等のところで、「事業の実施にあたっては、今後の国のエネルギー政策や地球温暖化対策等に係る最新の動向に応じ、最善の事業計画となるよう引き続き検討を行うことが重要である。」と書かれていますが、県の答申案にも、これに該当するようなどころが必要だと思います。例えば、全体的事項の前の方か、あるいは個別的事項の温室効果ガス等のところに入れる必要があると思います。何故かと申しますと、この石炭火力発電所による二酸化炭素の排出は非常に大きな問題ではあるけれども、一方で、国全体の原子力政策やエネルギー政策が必ずしも現在明確になっているわけではありません。国全体でも全てが明確になっているわけではない中、この石炭火力発電所による二酸化炭素の排出量の抑制対策に対して、一企業で責任を負ってやっていかなければならないわけで、現段階で、何もかも一企業が責任を負って正確にやるのは、ちょっと困難な面もあります。だから神戸市長意見にあるように、「今後の国のエネルギー政策や地球温暖化対策等に係る最新の動向に応じ」というような一文をどこかに入れる必要があるのではないかと思います。

3点目は、資料5の4頁の(6)廃棄物等のイで、「石炭灰及び脱硫石こう等には、石炭に由来する水銀をはじめとする重金属等が含まれるため、再生利用先へ引き渡すまでの保管・輸送中等に飛散・流出が生じないように、」というところは、必ず指摘していただきたいところですが、保管・輸送中等と限定するよりは、もう少し言い方を変えて、「有効利用先へ引き渡すまで、管理マニュアルの作成等によって徹底的な管理に努めること。」のような、もう少し広い範囲にも受け取れるような言い方の方が良いのではないかと思います。微量有害物質の拡散に対する言葉としては、徹底的に管理するという言葉が対応して入っている傾向にありますので、「徹底的な管理に努めること。」というふうにした方が、より広い意味で受け取ってもらえるのではないかと思いますので、そうした方が良いと思います。

(委員)

景観について、3点ほどコメントします。

資料5の3頁目の(5)景観のアについて、「六甲アイランド内の視点場から見た六甲山の稜線への影響について、フォトモンタージュ法により予測評価し、」と書いていただけていますが、実際にも準備書の中では六甲アイランドの北公園を視点場に作られています。既にフォトモンタージュ法で表してはいるのですが、その評価のところでは稜線の影響について記載してほしいと思っていますので、アの2行目の「フォトモンタージュ法により予測評価し、結果を」という言葉を抜いて、「稜線への影響について、評価書に記載すること。」といった表現にさせていただいたら良いと思います。

次の「なお」からの文章に、「35mm フィルム換算で 43mm 程度となるような」といった具体的な数字がここだけ異様に出てきていますが、この 43mm という数字は私の経験的に申した数字で、文献を元にといった形だと探せないかもしれないので、もう少し抽象的な表現にさせていただきたい。準備書において用いられている画角は、当時の環境庁が出しているアセスメントの時の参考書から引用していて、その表現が「非検索的な見方をした場合に、28mm から 35mm といったような画角を用いること」となっていて、その一番小さく見える 28mm を使っているのので、ここで敢えて言いたかったのは、非検索的ではなくて、注視するというか、人間が検索的に、この発電所を凝視して見ようとした時の見え方に近くなるようなものでも合わせて評価しておいてほしいということなので、文章としては、「より人間の眼で見た感覚に近くなるよう、35mm フィルム換算で 43mm 程度となるようなレンズを用いること」のところを、「人間が検索的に見た感覚に近くなるよう、標準レンズを用いたものと合わせて評価するよう」といった書き方にさせていただけると良いと思います。その標準レンズが曖昧になるので、カッコ書きで「35mm フィルム換算で 50mm 程度」といった書き方にしておいていただければと思います。

(5) 景観のイヤウについては、神戸市長意見なども入れていただいています。景観の中では、このイの「建屋等の形状、色彩等を工夫すること。」というのが一番重要なところ。アでこういった評価をするのも、建屋等の形状、色彩等を工夫することのためにやっていることになります。現在のイの文章案でいくと、「事業実施区域周辺から」というのをわざわざ前に付けていただいています。そういう視点場もないことはないのですが、これだとアについては結構遠い所から評価していて、アを除外してしまっているような感じになるため、敢えてこの「事業実施区域周辺から」という言葉が要るのかなと思いました。「建屋等を視認した際の圧迫感」とありますが、おそらく圧迫感だけではなくて、景観阻害しないようにということも入ると思いますが、イのところで「事業実施区域周辺から」と限定的に書いているところを外していただいた方が、アのことも含めて計画を考えていただけるのかなと思っています。

ウはこういう形ですが、先ほど委員が夜間の景観に関する住民意見に対して正しく答えていないとおっしゃられていましたが、夜間景観について、夜間景観をどう形成していくかという方針というのは、昼間とは違ってくるので、なかなか書き方は難しいためこの程度の表現で夜間景観は触れない方がいいのかなと思っています。昼間もそうですが、視点場を一般の大衆がよく使う所から選んで、そこから主な景観資源に当たるようなものがある場合に、こういった新しく作られるものが景観阻害しないかなどの視点で見っていきます。夜間の場合も同じような視点で、視点場から見た場合に、先ほど花火といった言葉がありましたけれども、夜間どういう景観を作っていくべきかという、神戸市は特定の地域については夜間景観計画を作っていますが、ここはそれに入っていないので、そういった夜間景観全体の形成方針を見た時に、夜間でもこの白煙というものが何か阻害してしまうかという見方をしていけないといけなないので、実際に厳密にする場合は、フォトモンタージュのようなことでやっていく必要があるのですが、何を夜間の景観資源として捉えるかと

いうそういう視点が新たに必要になってきます。そこについては、今までのアセスメントでもおそらく夜間景観は対象にしてきていないので、どういうふうにやっていくのかというのは、いろいろ考えないと難しいと思います。だから、今直接的にそこまでしなさいと書けるかどうかということについては、私の方ではよく判断できません。

(委員)

今のご意見で、アとイでイの方がメインであるというのはおっしゃるとおりですが、その時に、アで書いているのは割と遠景でのことだけで、イはどちらかというところと近くから見た時でもそんなに圧迫感が無いようにという話なので、もう少し何か付け加えていただかないといけないのかなと思います。いくつか景観点があって、近傍から見た時にもなるべく圧迫感を抑えてほしいというのがイの要点だと思います。

ウの方も、私もおっしゃるとおり夜間というのをわざわざ入れることは難しいと思いますが、景観という中にはおそらく夜間の白煙の圧迫感みたいなものも含まれると思いますし、現状では景観であればフォトモンタージュで実際に比較したものが出てくるのですが、白煙については、そういう画像情報としては全く有りません。だから最低限予測は入れていただきたい。つまり煙突から煙が出ている写真がここには一枚も出ていないですから。そういう意味で、現状をきっちり把握していただいて、それが今1本の煙突が2本になるわけですから、そういうことをウの方には入れていただきたいと思います。そこにフォトモンタージュと入れるかどうかということは、専門家の委員のご意見を伺いたいと思いますけれども、現状では景観予測はなされてないですよ。最低でも現状予測はしてほしいというのが要点です。

(委員)

準備書で、アについて割と遠景的なイメージがあるのですが、一応視点場の選び方としては近接の公園等も入っているので、遠くだけではありませんが、特に圧迫感といった場合は周辺から感じる部分が多いので、それが分かるような表現が必要だというのは同意です。

それからウについては、白煙は昼間のものもフォトモンタージュはされていないので、ここの「適切に予測評価を行い」というところで、昼間をやってくださいという意図があると思いますが、夜間まで書くかどうかというところをどう判断するかというのはあると思います。

(事務局)

イの方が近くから見た時の圧迫感というイメージだと思うので、「事業実施区域周辺から」という言葉を入れているのですが、先ほどこの部分を削除した方が良いというご意見をいただいていたのですが、やはり近くからというご意見もいただいています。そうするとやはり削除しない方がいいのでしょうか。

(委員)

圧迫感というと近くなのですが、建屋等の形状、色彩等の工夫というのは、遠景からみた場合も含めて、ここの「建屋等の形状、色彩等の工夫」の方が一番コアな部分なのです。神戸市長意見は「圧迫感の緩和」にはなっているのですが、特に周

辺からと断わらずに書かれているので、敢えて周辺という強調が要るのかなと思いました。

(事務局)

この「事業実施区域周辺から」というのは削除して、「建屋等を視認した際の圧迫感を緩和するため、建屋等の形状、色彩等の工夫すること。」という文言で、近くからの圧迫感というのを伝えるにはまだ足りないということですね。

(委員)

具体的な文章はすぐに浮かばないですが、アで検証したことも、建屋等の形状、色彩等、あるいは配置まで変えるのは無理なんでしょうが、2つの煙突の見え方等も含めた配置等の空間計画上の工夫をしてほしいというのが一番なので、アが何のためにやっているのかが伝わるのかなという気がしたので、先ほどお話をさせていただきました。

(事務局)

例えば、イをアより先に記載して、まずイのことを述べて、それに付随することとしてアとウを並べる形であれば、委員のおっしゃるとおりに読めると思いますので、検討させていただきます。

(委員)

圧迫感の緩和だけではなくて、「良好な景観を形成するため」といったような言葉が入っていると、アの意味は伝わると思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

本来の景観アセスメント的な考えは、良好な景観形成をする方です。神戸市長意見と今回の答申案で特に圧迫感が重視されていますが、圧迫感的な、近接した所という、一般の街並み景観のような所で見える項目というのは、なかなか今までのアセスメントのやり方では拘束できない部分なので、特に強調されているのだと思います。

(委員)

資料5の5頁のエの最後に「住民からの要望及び苦情等がある場合は適切に対応すること。」とあって、これは必要な文章だと思いますが、もう一つ踏み込んでいただいた方がいいかなという気がしています。それは、やはりデータ改ざん問題で住民から不信感を持たれているというのが、他のアセスメントの案件とは大きく違うところなので、例えば、専用の相談窓口をきちんと設けて真摯に対応するだとか、少し普通よりも踏み込んで書いていただいた方が良くと思います。

(委員)

資料5の5頁のエの「事業に対する理解を得るための取組み」というのは、ちょっと意味が分からなかったのですが、石炭火力発電をすることに対する理解ということでしょうか。むしろここで求められるのは、まさに環境保全措置等を適切に行った事業をやっているということを言うことぐらいのことかと思っていましたが、この「事業に対する理解」と言われると、石炭火力発電をやっていることにつ

いて住民にいいことだと思ってもらいたい捉えて、ちょっと違うのではないかと思います。まさに環境保全措置等を適切に行った事業をやっていますというこの理解ではないのですか。

(事務局)

そうです。

(部会長)

事業を支援してくださいのような受け止め方になりかねないということですね。

(事務局)

それに繋がるのかもしれませんが、まずは環境保全措置等をきっちりやっているということを説明し、理解を得るとというのが趣旨です。

(部会長)

リスクコミュニケーションのことになると思います。

(事務局)

はい。

(委員)

この文章全体に、「適切」という言葉がすごくたくさん入っていて、それが文章の意図を少し弱くしているような気がするので、出来ればもうちょっと強めの言葉に変えた方がいい箇所が結構あるのではないかと感じました。資料3の3頁目の(3)水環境のウですが、これは限りなく熱負荷を下げるという趣旨で書かれたということで、大変結構だと思いますが、ここの中で「排水温度管理を適切に実施することに加え、適切な環境保全措置を講ずること」と「適切」という言葉が2回出てきますが、もう少し厳しく、例えば「排水温度管理を厳格に実施する」など、そういう強めの言葉に全体を変えていかれた方が良いのかなと思います。

(委員)

資料5の2頁の(1)大気質のアで、「最新鋭の低公害型」よりは「低排出型」の方が良いかという点について、私は「低公害型」と聞いた時に、騒音も含めてと思っていましたが、3頁の(2)騒音・振動・低周波音の最後のところでは、「低騒音・振動型機器」というかこれは建設機器だと思いますが、こういう書き方とここの「低公害型」はおそらく同じ機器なので、どういう書き方をすれば良いのかということとは少し検討していただいた方が良いかなと思います。分けるよりは、「低公害型」の方で統一した方が良いような気がしますし、そこはまた考えていただければと思います。

(委員)

2点ありまして、一つ目は資料5の3頁目の(3)水環境のイのところ、「浚渫工事に伴う濁りの発生や拡散を抑制するため、汚濁防止膜を設置すること等」とありますが、防止膜を設置すればもうそれで良いという感じになっているので、現状を把握してほしいということがあります。神戸市長意見でも入れていますが、「水の濁りに関するモニタリングを実施するとともに」というようなことを入れていただきたいと思います。

それともう一つは先ほど申し上げたことで、4頁の(8)事後監視調査等の関連です

が、これは発電所アセス省令の中に出てくる「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」に本当に該当しないのかなというものが少し疑問です。つまり、本来事後調査をしなければいけないのではないかと、法に基づく事後調査をしてもらっても良いのではないかと思います。それはどうなのか。

(事務局)

そのところは、事業者の認識がそうなっているというところですが、ご覧になっていただいている準備書の1337頁だと思いますが、環境影響評価法、ひいては発電所アセス省令での「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」には全く当たらないというふうに事業者は述べておられて、確かに予測評価手法としては、特に目新しいものは全く使っていないので、そういう言い方がある種出来るのかなと事務局としても考えています。ただ、このデータ改ざんというものが行われていたということ踏まえると、この予測・評価結果が本当に確実であるかというのは少し懸念があるところではありますが、そういった意味で、この発電所アセス省令の事後監視調査を行うべきものに該当するので環境影響評価法に基づく事後監視調査を行いなさいとの言い方は、ちょっと難しいのではないかと思います。ただし、答申案をまとめる上で、委員からもアドバイスをいただいて「代償措置を検討すること」と入れさせてもらっておりますので、代償措置を行う場合は事後監視調査を行うべしという項目もこの発電所アセス省令の中にありますので、環境影響評価法に基づく事後監視調査についても必要かどうかを改めて検討し、評価書にその旨を記載させることは出来るかなとも思いますので、書きぶりを検討いたします。

(委員)

例えば水環境について言えば、外来種の侵入に対しては非常に不確実性が高い。拡散範囲の予測は今までのもので妥当かもしれませんが、それによって引き起こされる生物環境の変化については、非常に不確実性が高いと思います。確かに前例が無いし、かなりきついことではありますが、はっきり「やらない」と言われて、「それで問題ない」とすることには当たらないのではと思いますし、かつ芦屋市長意見ではそのことに対する意見が出ています。なので、そのことも勘案してもう少し強い書き方をしないとイケないのかなと思いました。

(委員)

法律に基づく事後監視調査のところでは気になっているのですが、これは条例による事後調査監視と法による事後調査監視で、目的は完全にずれるのですか。

(事務局)

まだ環境影響評価法に基づく事後監視調査の実績というのが全国的に無く、その辺りが分かりかねる部分ではありますが、この環境影響評価法に基づく事後監視調査というのは、報告書という言い方をされており、「環境保全措置のうち、効果が不確実なものやその点の事後調査結果等を報告書に取りまとめ、公表する」のが環境影響評価法に基づく報告書であって、報告書は基本的に工事が完了した段階で、1回作成するとなっています。県条例や市条例による事後監視調査というのは、工事

中及び供用後の環境影響をまさに事後監視をするという目的でやっておりますので、少し目的が違うかと思っております。今回この事業については、県及び市の条例の事後監視調査できっちりアセスメントの予測結果がどうであったか、確かに環境保全措置がなされるかどうかを息長く監視することが必要であると考えておりますので、まず県及び市の条例でしっかりと見ていくべきなのかなと考え、答申案をまとめさせていただいております。

(委員)

最後のところはそれで結構ですが、気になったのは、事業者は環境保全措置をやるから結果は確保されているので、法律に基づく事後監視調査はやらないと言っているけれども、本当にそうなのかなというところに対しての疑問があるわけで、疑問がある以上、何も触れないというのはどうなのかなということが気になります。先ほどの委員の意見も同じことだと思います。

(委員)

条例による事後監視調査をやらないでよいという意味では全くなくて、ただ、条例の方は3年とか5年だとか元々の縛りもありますし、それは更に伸ばしてほしいということはもちろん入れていただいて結構だと思いますが、準備書の1337頁にあるように、とにかく全く問題はない、代償措置も全く考えられていないのですが、本来ならば代償措置を必要とするレベルの影響が、少なくとも水域にはありますし、そうであれば必然的に事後監視調査のことも出てきます。それと、今おっしゃったことは一般的には理解されていないと思います。だから市民からもこういう意見が出ているし、そここのところをもう少し説明した上で求める必要があるだろうと思います。

(委員)

というか、市民意見も出ているところで、知事意見書として、法律に基づく事後監視調査について何も触れないというのはどうなのかということです。

(事務局)

入れさせていただきたいと思います。

(委員)

質問ですが、資料5の1ページ目の2行目からのところで、「二酸化炭素を多量に排出する施設の設置者として、」という表現が入っていますが、これはどういう趣旨で、どういう意味なのか教えていただきたいと思います。「二酸化炭素を多量に排出する施設の設置者」だから次の2頁目に続くわけで、敢えて言えば関西電力との関係等も踏まえてのことなのかなという気もしたし、それとはまったく別の話かなとも思いましたし。神戸製鋼がずっと言っていたのは、温暖化対策等の関係では、我々は主体ではありませんという話でずっとやってきたわけです。だからこれはどういう趣旨なのかという単純な質問です。

(事務局)

委員のご質問に沿った回答になるかどうか分かりませんが、二酸化炭素を多量に排出する業界や工場というのがありまして、鉄鋼とセメント等がものすごく排出します。そこも踏まえて、事業者は業種としてもものすごく排出するのですよと、そこ

をまず認識した上でという趣旨が入っております。

(関係課)

「二酸化炭素を多量に排出する施設の設置者として、」というふうに敢えて入れたのは、「私たちは関西電力に送電するのだから、後は関西電力がやってくれればいいのです」ということを言わせないために、関西電力の削減分も含めて、事業者が最後まで管理し、状況を把握して、削減策をきちんと考えないといけない、総量に対しての責任というのは、設置者である神戸製鋼が最終的にしっかりと考えなければいけないというのを念押しする意味で、こういう表現をさせていただきました。

(委員)

ここはそういうふうに理解してよいですね。

(関係課)

そうです。

(委員)

まさに両方の答えを足すと、二酸化炭素を多量に排出する事業者としてのいわば責任というのを根拠に、だから施設の供用に伴う二酸化炭素の総排出量を増加させないという話にもってきているというロジックですかということを確認したかったのが質問の趣旨です。

(事務局)

先ほど申し上げた趣旨の続きになりますが、そもそも二酸化炭素を多量に排出する業界であり、ここで効率が0.何パーセント上がったたり下がったりするだけで、普通の工場の何個分ものCO₂が上げ下げするということになります。二酸化炭素の総排出量については、ここで努力をするかどうかによって、他のたくさんの工場が努力をしなければいけないなどにも繋がっていきますので、事業者も分かっているとは思いますが、念押しする意味で入っています。

(委員)

私は「二酸化炭素を多量に排出する施設の設置者として、」というのが、結構大事な文言だと思って読みましたが、書かれた趣旨はどうかなのかなというのを念のため確認しておきたかったということです。

それとは別に、資料5の1頁の一番下の行は「発電施設」となっていて、4頁の(7)温室効果ガス等のアは「発電技術」となっていますが、これはどちらでもいいのですか。それとも敢えて意識して使い分けているのですか。

(事務局)

これは4頁の方が「発電施設」とするのが正しいです。修正します。

(部会長)

非常にプリミティブな質問ですが、要するにアセスメントで求めている内容として、例えば二酸化炭素排出量の少ない発電技術を最新の可能な限りというような語句がいろいろな排出物に関する書かれております。実際その機械というか技術を本当に採用しているのか、施設の稼働開始時にどういうものを導入してどう活用しているかといったようなことをどうやって知ることが出来るのか、そういう場合のリスクコミュニケーションというのは、例えば「適切な時期に」と書かれています

が、どこでどのように分かるのでしょうか。最終的に経済産業省へ提出して、それでどういう結果になるかは別として、それを住民が知るといのは担保されているのでしょうか。そこまではアセスメントの責任でもないのでしょうか。こうしなさいと答申を出して、そして知事が経済産業省へ意見を出すわけですが、最終的にはやはりそれが決め手です。それでなければ何のためにやっているのかということになります。

(事務局)

それは事業者の方から積極的に公表はされるはずだと思います。それをういた結果の排ガスや排水、発電効率というのは、事後監視調査でももちろん報告があり、条例に基づいて公表することにはなっていますけれども、どういう施設を導入したかというところまでは、確かに事後監視調査の範疇ではないかなと思います。

(部会長)

そもそも、事業者が事業を行うために資料を出してアセスメントをやっているのだから、事業者がそれを主体的に選択して行うということですね。

(事務局)

どういう施設を建てたかということについては、アセスメントというよりは、事業者として自らが公表すべきことだと思います。おそらく(8)事後監視調査等のエの辺りにそういうことを入れるべきかと思いますので、検討いたします。

(部会長)

だから文言も大事だということですね。

(事務局)

はい。エの住民への説明という部分に、ご心配のところをよく説明するというところを入れるよう検討させていただきます。

(委員)

確認のために質問させていただきます。資料5の4頁の(7)温室効果ガス等のウに事後監視調査の実施が書いてありますが、アで書いてある「削減方策を売電先の対策を含め確実に実施し、」という部分も事後監視調査に含まれていると考えてよいのですか。

(事務局)

はい。

(委員)

先ほどお話のあった準備書の1337頁の発電所アセス省令の部分を見ていくと、ここに「代償措置を講ずる場合であって、」という項目がありますが、この売電先の対策というは、設置者から見ると代償措置と解釈できないのですか。

(事務局)

それは違います。

(委員)

自らがせずに何か代わりにやってもらっているような感じもしますが、それは違うということでしょうか。

(事務局)

はい。
(委員)
分かりました。

以上